

高知県看護師等養成奨学金の 連帯保証人となる皆様へ

看護師等養成奨学金の連帯保証人となる方は、以下の点について理解されたうえで連帯保証人となっていただきますようお願い申し上げます。

なお、不明な点等がありましたら、医療政策課までお問い合わせください。

1. 看護師等養成奨学金の連帯保証人の基準

- (1) 連帯保証人2名とも一定の収入があり、互いに独立した生計を営んでいること。
- (2) 借受者が養成施設卒業時に、連帯保証人の年齢は2名とも75歳以下であること。

2. 連帯保証人について

連帯保証人には、借受者本人と同等の支払い責任があります。

したがって、万が一、償還となった場合に借受者が支払困難な状況の場合には、連帯保証人へ当該奨学金の支払いをしていただくこととなります。あらかじめご承知おきください。

高知県健康政策部医療政策課

看護師奨学金担当

TEL : 088-823-9649